

鶴岡

家賃補助のお知らせ

移住相談窓口等を利用し、県外から移住して賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部（上限1万円/月）を最大24か月補助します。

移住・定住推進センター補助金と合わせて、上限2万円/月※となります。

※ふるさと山形移住・定住推進センターと市への申請が必要です。

1 支給額 月額1万円（最大24か月）

2 補助対象者

○令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に本市に移住した方

○転入前に、本市の移住に関する相談窓口等を利用した方

○会社等の転勤・進学による異動ではないこと

○本市に定住する意思があること

○世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと

○（一社）ふるさと山形移住・定住推進センターの家賃補助を受けていること

3 対象住宅

申請者本人が契約し、移住に際し、自己の居住のため新たに賃貸する住宅。ただし、下記の住宅は対象外となります。

○県営、市営の賃貸住宅 ○社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅

○3親等以内の親族（またはその親族が経営する法人）が所有する賃貸住宅

4 補助金について

○補助金は、年度末に一括して交付します。

5 補助金手続きの流れ

①転入手続き 【市役所1階転入窓口】

②申請 【申請者→地域振興課】

補助金交付申請書、住宅手当支給証明書、住民票の写し、住宅の賃貸借契約書の写し、ふるさと山形移住・定住推進センター家賃補助金交付決定通知の写しを提出。

③交付決定 【地域振興課→申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付

④請求 【申請者→地域振興課】

令和4年3月10日までに実績報告書、家賃の支払いを証明する書類、請求書を提出。

⑤支払い 【地域振興課→申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和4年3月中に補助金を支払います。



＜お申込み先＞ 鶴岡市役所地域振興課 TEL：25-2111（内線586）
E-mail：chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp